

5

復興まちづくりの基本理念

復興まちづくりの基本理念とは、復興まちづくりにおいて、関係者が共通認識として持つべき根本的な考え方のことです。

基本理念は、上位計画である「富士市総合計画」及び「都市計画マスタープラン」の基本理念を尊重し、以下の4つの視点に配慮し設定します。

視点1 災害に強いしなやかで持続可能な都市づくり

発災後の被害を最小限に抑える強くしなやかで安全なまちづくりを進めるとともに、都市機能の集約を図りながら、限りある財源を効果的に投入すること等により、サービスの質を維持し、暮らしの質が低下しないような都市づくりを目指す必要があります。

視点2 市民が安心して生活できる環境の確保

復興の取組を進めるためには、まずは市民が安心して生活できる環境整備が必要です。

そのため、安定した暮らしを実現できる居住の場の確保とともに、日常生活に必要な各種機能の早期回復が重要となります。

視点3 事業者が早期かつ継続的に操業できる環境の整備

発災後の産業活動の早期再開とともに、単なる復旧にとどまらず、継続的な地域産業の発展や雇用の維持に向け、関係団体や企業等と連携しながら、復興後においても活力ある都市づくりを目指すことが重要です。

視点4 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

復興まちづくりを着実に進めていくためには、まちづくりの担い手となる市民・事業者・行政など様々な立場の人々が復興に向けて知恵を出し合い、力を合わせて進めていくことが必要であり、それぞれが出し得る力を最大限発揮することが、迅速な復興につながります。

I

II

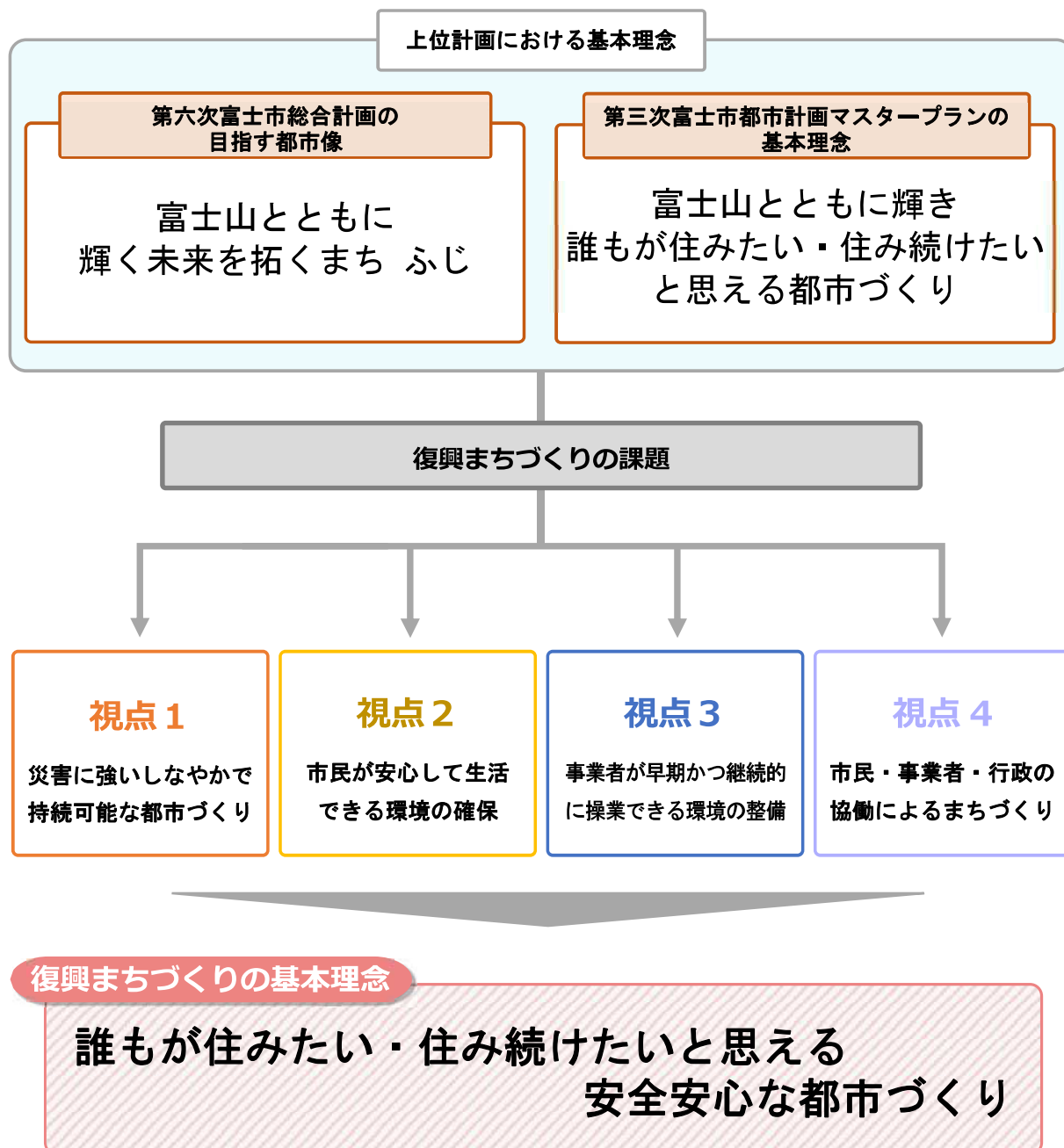
復興ビジョン編

III

IV

1)復興まちづくりの基本理念

被災後においても、市民・事業者・行政等が一体となって復興に取り組むことで、本市に住みたい、住み続けたいと思えるような、安全安心な都市づくりを進めてくことが重要と考え、以下のとおり基本理念を設定します。



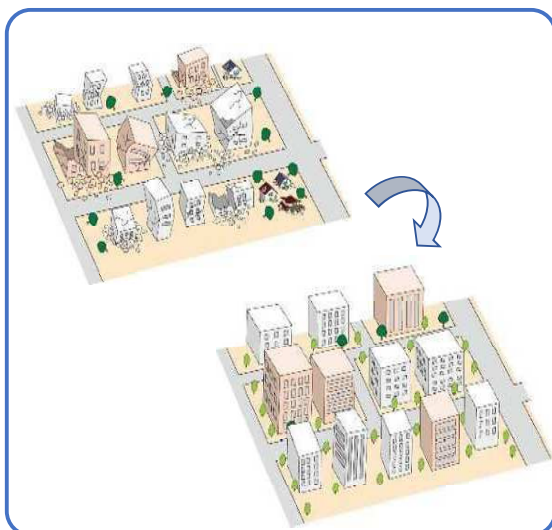
2)復興後のまちのイメージ

「誰もが住みたい・住み続けたいと思える安全安心な都市」とは、再び同じ被害に遭わないよう、災害に強く、住む場所や働く場所が確保され、市民が安心して生活できる都市です。

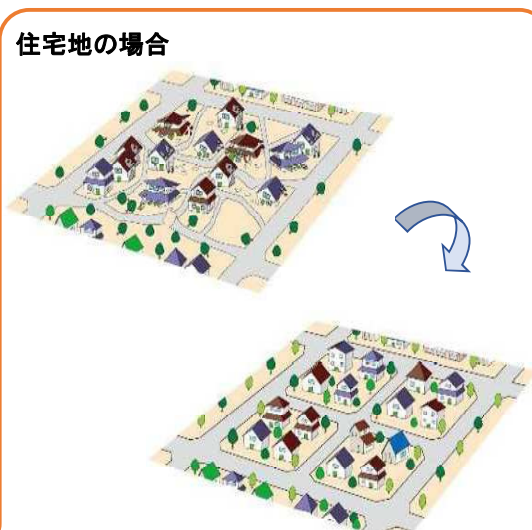
本市では、「第4次地震被害想定」の被害が発生した場合においても、復興まちづくりで目指す将来都市構造は、上位計画である「都市計画マスタープラン」の将来都市構造（P12）を踏襲することとします。

なお、想定を大幅に超える被害が発生した場合には、拠点等の再配置を含め、将来都市構造の見直しを検討します。

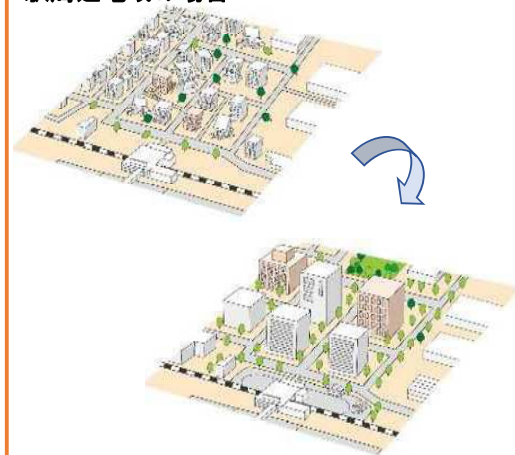
都市基盤が整った地域の復興イメージ



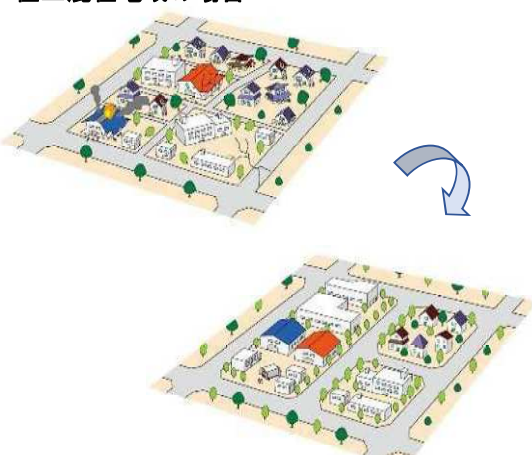
都市基盤が整っていない地域の復興イメージ



駅周辺地域の場合



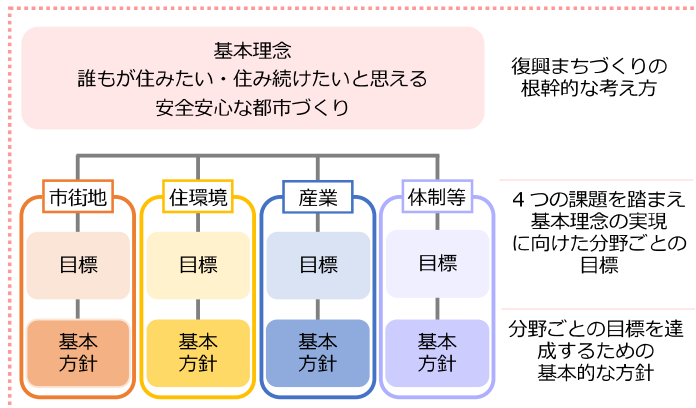
住工混在地域の場合



6

復興まちづくりの目標及び基本方針

復興まちづくりを計画的に進めていくため、「市街地の復興」、「住環境の復興」、「産業の復興」、「復興の体制等」の4つの課題から、基本理念の実現に向けた目標及び目標達成のための基本方針を定め、復興に向け想定される主な取組を示します。



(1)市街地の復興

■市街地の復興に係る目標

災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成

被害の特性や現状における都市基盤整備の状況、都市計画マスタープランや立地適正化計画における各地域の位置付けを踏まえながら、地域の状況に応じた市街地整備により、災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成を実現します。

■目標達成のための基本方針

方針1 災害に強い市街地整備

建物の密集や狭小な道路の解消を図るとともに、地区計画等のまちづくりルールを導入による通学路や避難路等の安全対策の強化など、ハード・ソフトの両面から災害に強い市街地整備を推進します。

- ◆密集市街地の解消
- ◆建物の耐震化促進
- ◆地籍調査事業の推進
- ◆延焼遮断帯となる道路・公園等の整備
- ◆まちづくりルールの導入によるブロック塀設置の制限 など

方針 2 段階的な市街地復興

被災した市街地の整備には多大な時間や財源が必要となることから、本格復興を見据えた都市開発等の基盤整備への事前検討をはじめ、仮設住宅や仮設事業所の配置や立地場所に配慮するなど、段階的な市街地の復興を推進します。

- ◆震災復興再開発事業
- ◆建築制限地域の指定
- ◆仮設住宅・仮設事業所等の整備 など

方針 3 まちの骨格となる都市計画道路の整備

安全で安心して快適に移動できるよう、災害時に緊急輸送路となる都市計画道路の整備を推進するとともに、被災状況や社会経済情勢に応じて、迅速な復旧復興に寄与する道路網（ルート・幅員等）を構築します。

- ◆緊急輸送路となる都市計画道路の整備
- ◆都市計画道路網の再編
- ◆無電柱化の推進 など

方針 4 復興地区区分に応じた市街地整備

集約・連携型の都市づくりを展開するため、都市計画マスタープランや立地適正化計画等における地域の位置付けや発災後の被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地特性等に応じた整備を推進します。

- ◆復興地区区分の設定に基づく事業の推進
- ◆地区計画制度によるまちなみ誘導 など

(2)住環境の復興

■住環境の復興に係る目標

誰もが安心して暮らせる良好な住環境の形成

被災者の安定した暮らしを早期に取り戻せるよう、被災前からの地域のつながりに配慮した居住の場を確保するとともに、日常生活を送る上で欠かせないライフラインや医療・福祉・教育機能等の早期回復を図り、良好な住環境の形成を実現します。

■目標達成のための基本方針

方針1 利用しやすい仮設住宅・復興公営住宅の整備

避難所生活から仮設住宅や復興公営住宅等へ移行する際には、被災者の誰もが安心して暮らせる住環境を整備するとともに、現在の地域コミュニティの継続に配慮して、仮設住宅及び復興公営住宅の整備や借上げによる住宅を確保するなど、多様なニーズに対応した取組を展開します。

- ◆障がいのある人や高齢者等に配慮した仮設住宅・復興公営住宅の整備
- ◆集会所や広場を併設した仮設住宅・復興公営住宅の整備
- ◆仮設住宅等が不足する地域等の民間賃貸住宅の借上げと供給
- ◆既存の地域コミュニティを考慮した入居方式の導入 など

方針2 住宅再建支援の充実

住宅の建替・修理等に関する相談窓口等の設置や被災家屋の解体・撤去に係る手続を円滑に進められる体制の構築を図り、被災者の生活が早期に安定するよう、被害状況に応じた住宅再建支援を推進します。

- ◆住宅再建のための相談会の実施
- ◆住宅再建支援金の給付
- ◆住宅の新築・建替え・修理等の融資に対する利子補給
- ◆速やかながれきの撤去 など

方針3 ライフラインの早期確保

電気、水道、ガス、通信等の各事業者と連携し、ライフラインの早期確保に努めるとともに、設備の防災・復旧対策の強化を図ります。

- ◆ ライフライン被災状況の把握・復旧と市民への情報提供
- ◆ 上下水道設備の耐震化
- ◆ 液状化対策の実施
- ◆ ライフラインの早期確保に向けた事業者との調整 など

方針4 医療・保健・福祉機能の維持及び教育機能の早期回復

被災した医療・保健・福祉事業者の支援策を検討するとともに、避難所や仮設住宅等における巡回健康相談等の推進や個別避難計画の活用など、医療・保健・福祉サービスの質の維持に努めます。

また、発災後の教育活動を早期に再開するため、児童・生徒が安心して学べる場の確保を図り、関係機関との連携により教育の質を維持できるよう努めます。

- ◆ 巡回健康相談の実施
- ◆ 高齢者や障がいのある人への外出支援
- ◆ 被災児童への個別カウンセリングの実施
- ◆ 児童・生徒が安心して学べる場の確保
- ◆ 子どもの居場所づくりと心のケア
- ◆ 避難行動要支援者名簿の運用、個別避難計画の活用 など

方針5 生活道路や公共交通の機能回復

都市計画道路の整備と併せた生活道路の機能回復を行うとともに、発災後の地域内・地域間の移動手段確保のため、公共交通事業者等との情報共有や連携強化に努め、公共交通機能の早期回復を図ります。

- ◆ 生活道路の機能回復
- ◆ 産官民協働による地域公共交通の再構築 など

(3)産業の復興

■産業の復興に係る目標

活力を創り高める、 産業活動の早期再開及び事業者の事業継続

事業用地や流通ルートとなる都市基盤施設の復旧と併せて、第一次産業から第三次産業までの事業者の操業再開に向けた支援制度の構築を図り、都市の活力を高めるための事業者の事業継続及び産業活動の早期再開を実現します。

■目標達成のための基本方針

方針1 産業拠点機能の早期回復

産業拠点では、事業者意向の把握や関係団体等との連携により、産業基盤となる道路やライフラインの整備を推進し、産業拠点としての機能の早期回復に努めます。

- ◆産業基盤（道路・ライフライン等）の整備
- ◆漁港の整備 など

方針2 工場等における事業継続の促進

工場、事業所等においては、損壊した設備の早期復旧や工場等の再建のために、国及び県等との連携を含め、事業者の実情を踏まえた支援策を実施します。

- ◆共同仮設工場・仮設事業所の建設支援
- ◆災害特別融資制度等による金融支援
- ◆合同就職相談会等の実施による雇用の確保 など

方針3 商業活動の継続性の確保

被災者が生活利便性を維持できるよう、商業者等と連携を図り、仮設店舗等の商業活動を行う場づくりなど、発災後も商業活動が継続できる環境整備を推進します。

- ◆ 仮設商店街の用地の確保及び建設の支援
- ◆ 災害特別融資制度等による金融支援
- ◆ 来街者のための仮設駐車場・公共交通の整備 など

方針4 農林漁業等の早期再建

被災した農道や林道、漁港等の整備を進め、早期の回復を図ります。その他、農業等従事者の意向を踏まえ、必要な支援策を検討・実施します。

- ◆ 農道・林道・漁港の整備
- ◆ 災害特別融資制度等による金融制度の仲介
- ◆ 農地等の復旧
- ◆ 農産物・水産物の販売促進や販路拡大 など

◆ 仮設商店街の様子



(神戸市)



(女川町)

(4)復興の体制等

■復興の体制等に係る目標

市民・事業者・行政の

協働による復興まちづくり体制の構築

復興に対する市民や事業者の不安を解消し、関係者の合意形成に基づく復興まちづくりを円滑に進めていくため、関係者相互の情報共有を図りながら、市民や事業者の意向を反映した計画づくりや取組を実践できる体制を構築します。

■目標達成のための基本方針

方針1 協働による復興計画の策定及びきめ細かな情報発信

発災後は、本計画の考え方を踏まえた復興計画の早期策定に向け、市民や事業者との協働による検討組織の基盤を整えるとともに、復興計画に基づく復興事業計画の策定や復興事業の実施等、各段階においてきめ細かく情報発信・意向把握等に努めます。

- ◆復興計画策定に係る市民懇話会の設置
- ◆復興計画策定に係る住民説明会の実施及び広報紙の発行
- ◆住民意向調査・事業所アンケート調査の実施
- ◆SNS等の広報媒体を用いた復興状況の情報発信 など

方針2 人材確保及び復興まちづくり組織の設置促進

他自治体への支援要請を含めて行政職員の確保を図るとともに、専門分野を検討するためのコンサルタントや有識者等の人材確保に努めます。

また、市民・事業者・行政が協働で復興を進める上で様々な議論、調整を行う場として、復興まちづくり協議会等の設置を推進します。

- ◆復興まちづくり組織の設置
- ◆復興まちづくりコーディネーターの派遣
- ◆復興まちづくりのリーダーとなる人材の育成
- ◆復興まちづくりの有識者やNPO等の中間支援組織との連携 など

方針3 復興の進め方及び役割の明確化

復興までの全体像や段階ごとの取組の進め方、市民・事業者・行政が担う役割を明確にし、関係者間で共有します。

- ◆復興プロセスの周知のためのチラシ等の配布
- ◆各復興段階における住民説明会等の実施
- ◆復興業務等に関する相談窓口の設置 など

方針4 行政内及び行政間の連携強化

復興まちづくりにおける司令塔としての役割を果たす行政においては、様々な復興の取組を円滑に進められるよう庁内体制を構築するとともに、国や県、周辺市町との連携強化を図ります。

- ◆震災復興本部の設置
- ◆国・県職員等の派遣要請 など

◆家庭・地域での災害への備え

(1) 防災マップの確認

本市では、静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、平成26年3月に防災マップを作成し、以降は随時更新及び配布しています。防災マップには、様々な災害の危険場所や避難場所の掲載のほか、住まいの安全対策や備蓄品リスト、災害図上訓練（DIG）の実施方法などを掲載しています。

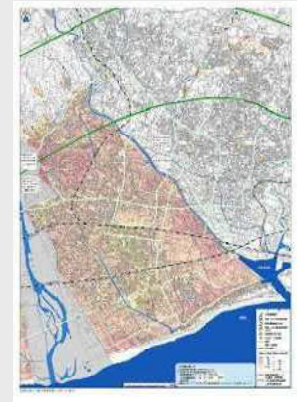


(2) 「逃げどきマップ」によるマイタイムラインの作成

富士川、潤井川、沼川、小潤井川については、想定される最大規模の降雨に基づいた「逃げどきマップ」を作成し公表しています。

「逃げどきマップ」は、洪水時の避難行動計画（マイタイムライン）を作成するための「学習面」と浸水区域や浸水深などを表示した「地図面」で構成しています。

このマップは各河川の洪水浸水想定区域等を示すとともに、市民の皆さんが自分の命を守るため、いつ、どこに、どのように避難するかを事前に考えるためのものです。



(3) 富士市防災アプリ「防災ふじ」で情報収集

富士市防災アプリ「防災ふじ」は、富士市の防災情報を総合的に発信する、スマートフォン向けアプリケーションです。

災害情報を通知で受け取れる「お知らせ機能」、ハザードマップや避難場所が確認できる「防災マップ機能」、避難施設の開設・混雑状況が確認できる「避難所状況確認機能」、指定した地点の災害リスクが一覧で分かる「地点検索機能」、洪水時の避難行動計画が作成できる「マイタイムライン作成機能」を搭載しています。



1)復興地区区分の必要性

地域の実情に沿った市街地整備の推進

市街地の特性や被害状況は地域によって異なるため、画一的に市街地整備を進めることは、地域の実情や市民意向に沿わない復興となる恐れがあります。

市街地の早期整備の推進

市街地整備には多大な時間と財源が必要となりますが、市街地の特性や被害状況に応じて復興地区区分を設定することにより、時間と財源を必要な地域に適切に配分でき、市街地の早期整備の推進につながります。

2)復興地区区分の考え方

まちづくりの主体性や手法が異なる3つの復興地区区分

行政が主体となり、被災した全ての地域の復興まちづくりを画一的に推進することは不可能です。そのため、市街地の特性や発災後に明らかとなる被害状況に応じてまちづくりの主体や整備手法の異なる3つの復興地区区分を以下のとおり設定します。

復興重点地区

都市機能の集約を目指す地区の中で主に大きな被害を受けた地区等で、様々な都市活動や生活を担う市街地として、まちなか居住等の促進につながる弾力的な市街地開発事業の実施を検討するなど、行政が積極的に地域住民に働きかけて復興を推進する地区

復興推進地区

都市機能の集約を目指す地区の中で主に相当規模の被害を受けた地区及び、その他の市街化区域内において大きな被害を受けた地区等で、都市基盤の整備を図るとともに、まちづくりルール等を導入し、住民発意により復興を推進する地区

復興促進地区

市街化区域内で被害が散在した地区及び市街化調整区域内で大きな被害を受けた地区等で、都市基盤の改善を図るとともに、まちづくりルールの導入など、住民・事業者主体による復興を促進する地区

復興地区区分に当てはまらない地域は個別再建を支援

被害の規模が小さいなど、復興地区区分に当てはまらない地域も、都市基盤の復旧と併せて住民や事業者への個別再建支援を行い、復興を促進します。

◆復興地区区分を例えると…

『病気やケガ』に例えると、それぞれ以下のように言い換えることができます。

復興重点地区

弾力的な市街地開発事業等により市街地整備を推進する



外科手術を行い、健康な状態に回復させる



復興推進地区

道路整備やまちづくりルール等により総合的な市街地整備を推進する



入院治療により、健康な状態に回復させる



復興促進地区

まちづくりルール等によりまちなみや住環境等の改善を図る



健康指導や生活改善により健康な状態に回復させる

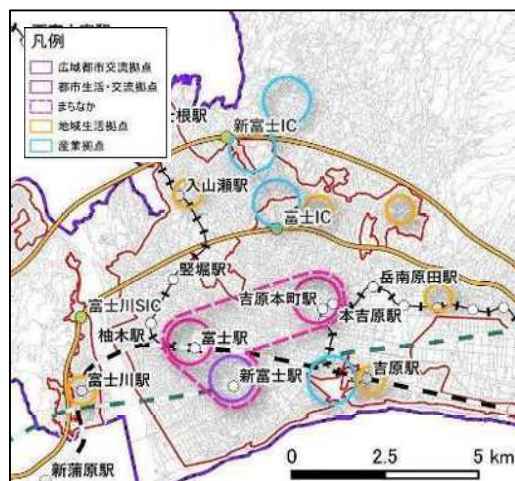


3)復興地区区分の設定における考え方

実際の復興まちづくりに当たっては、発災後に「どこで」、「どのような」被害があったのか、その被害状況を踏まえて進めていくこととなりますが、発災前の現状ではわかりません。

そのため、復興まちづくりに当たっての事前準備として、都市計画マスタープランの将来都市構造における拠点の位置付けのほか、想定される災害による被害想定をもとに評価を行います。

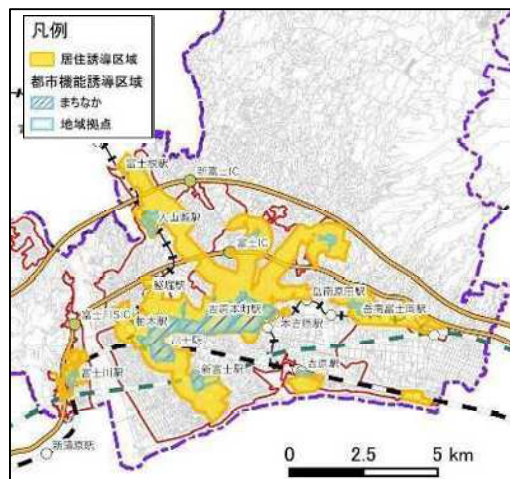
①都市計画マスタープランにおける拠点による評価



都市機能を適切な箇所へ集約配置する考え方を示した拠点の位置付けから、市街地復興に係る行政の関与について、以下のとおり評価します。

拠 点	評 価
都市生活・交流拠点	極めて高い
広域都市交流拠点	非常に高い
まちなか	非常に高い
地域生活拠点	高い
産業拠点	高い

②立地適正化計画における誘導区域による評価



都市機能誘導施設及び居住を適切な箇所へ誘導する考え方を示した、都市機能誘導区域及び居住誘導区域の位置付けから、市街地復興に係る行政の関与について、以下のとおり評価します。

拠 点	評 価
都市機能誘導区域	
まちなか	極めて高い
地域拠点	非常に高い
居住誘導区域	高い

都市計画マスタープランにおける拠点や、立地適正化計画における都市機能誘導区域・居住誘導区域は、都市機能等を集約する地域のため、市街地復興に係る行政の関与についての評価は全て高くなりますが、特に、「都市生活・交流拠点」、「都市機能誘導区域（まちなか）」は、本市の都市機能の回復という観点から重要であるため、他の拠点よりも評価が高くなります。

◆復興地区区分の設定

都市計画マスタープランにおける拠点による評価、立地適正化計画における都市機能誘導区域・居住誘導区域による評価、想定される災害による評価（地震災害、水害）に実際の被害状況等を重ね合わせて、復興地区区分を設定します。

